

農地法に基づく下限面積の設定について

下限面積の設定について、下記のとおり公表いたします。

平成 28 年 8 月 5 日

新潟市長 篠田 昭
(西区農政商工課)

平成 21 年 12 月 15 日に施行された改正農地法では、農業委員会（新潟市は、国家戦略特別法第 19 条第 1 項の規定に基づき、新潟市長）が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになりました。

新潟市西区農業委員会管内に下限面積を設定することについて、新潟市西区農業委員会の意見を踏まえて、下記のとおり方針を決定しましたので公表いたします。

記

(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について

方針 別段面積の設定は行わない。

理由 2015 農林業センサスでは、管内の農家で 50 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の 1 割に満たないため。

(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について

方針 別段面積の設定は行わない。

理由 平成 27 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の耕作放棄地率は、2.02%と極めて低い状況であるため。